

オオクチバス等の再放流禁止及び解除の委員会指示

長野県内水面漁場管理委員会指示 8 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成 20 年 3 月 21 日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖 野 外輝夫

平成 20 年 6 月 1 日以降（野尻湖、木崎湖にあつては平成 20 年 12 月 1 日以降）、オオクチバス、コクチバス又はブルーギルを採捕した者は、採捕した河川、湖沼又はその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、試験研究による再放流で、かつ、長野県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合、又は漁業権者からの解除申請があり逸出防止策が講じられていると委員会が認めた場合は、この限りでない。

長野県内水面漁場管理委員会指示第 22 号

漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示（平成 20 年長野県内水面漁場管理委員会指示第 8 号）を次のとおり解除しました。

令和 3 年 3 月 15 日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平 林 公 男

- 1 対象水域
野尻湖
- 2 対象魚種
オオクチバス、コクチバス
- 3 解除の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 4 解除の理由

野尻湖漁業協同組合から漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示の解除申請があり、長野県内水面漁場管理委員会において逸出防止策が講じられていると認められたため。